

第1編

総論

第1節 計画の主旨

1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、四国中央市防災会議が作成する計画であって、市の地域に係る防災に関する事項について、関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、本市防災組織の総力を結集して、防災活動を総合的、効果的に実施することにより、住民の生命、身体、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって住民の安全と公共の福祉を確保することを目的とする。

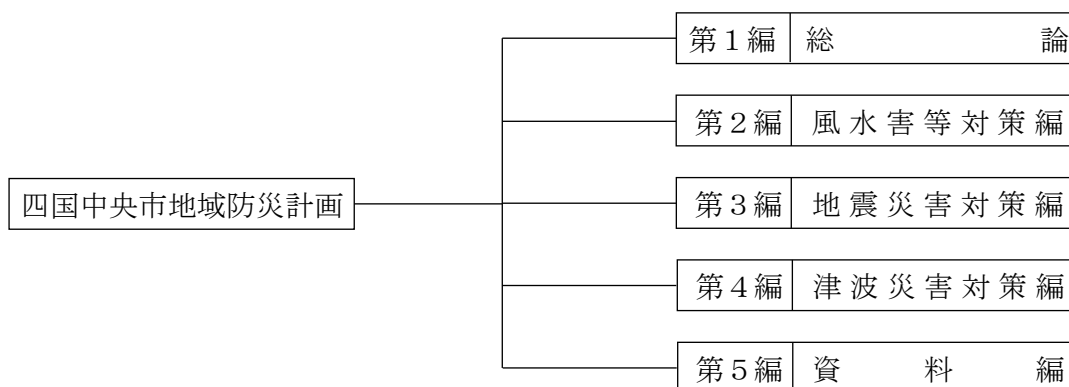
特に、いつでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する「減災」のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するため、市及び県、防災関係機関、民間事業者等が役割を分担し、相互に連帯・協力し、住民と一体となった住民運動を展開しなければならない。

2 計画の性格

この計画は、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者及び住民が、防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災会議の委員への任命など、計画決定過程における男女共同参画、その他の多様な主体の参画に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行うものである。

3 計画の構成

本計画は、第1編の総論に続いて、第2編を風水害等対策編、第3編を地震災害対策編、第4編を津波災害対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。また、第5編を資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。



4 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視する。また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済への影響を最小限にとどめるものとする。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ハード・ソフト施策を組み合わせることで一体的に災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて、絶えず災害対策の改善を図ることが重要である。

また、防災対策は、市民が自らの安全は自らで守る「自助」、地域において互いに助け合う「共助」、県及び市がこれらを補完する「公助」で取り組むことが重要であり、市民、自主防災組織、事業者、県及び市などの多様な主体がそれぞれの役割を果たし、相互に連携協力を図りながら、地域の防災力を高めていくこととする。

さらに、災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、各関係機関において応急活動及び復旧・復興活動に関する相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておく。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務 又は業務の大綱

1 市

- (1) 市地域防災計画の作成
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災思想・知識の普及
- (4) 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定
- (5) 自主防災組織の育成指導その他住民の災害対策の促進
- (6) 防災訓練の実施
- (7) 防災のための施設等の整備
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (9) 被災者の救出、救護等の措置
- (10) 高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む。）、難病患者、妊産婦、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援対策の促進
- (11) 避難準備情報の提供、避難勧告、避難指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示及び避難所の開設
- (12) 消防、水防その他の応急措置
- (13) 被災児童生徒の応急教育の実施
- (14) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (15) 災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (16) 災害時における市有施設及び設備の整備又は点検
- (17) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (18) 緊急輸送の確保
- (19) 災害復旧の実施
- (20) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置

2 県

- (1) 県地域防災計画の作成
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災思想・知識の普及
- (4) 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定
- (5) 自主防災組織の育成指導その他県民の災害対策の促進
- (6) 防災訓練の実施
- (7) 防災のための装備・施設等の整備
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査

<p>(9) 被災者の救出、救護等の措置</p> <p>(10) 避難行動要支援者の避難支援対策の促進</p> <p>(11) 避難準備情報、勧告又は指示に関する事項</p> <p>(12) 水防その他の応急措置</p> <p>(13) 被災児童生徒の応急教育の実施</p> <p>(14) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施</p> <p>(15) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施</p> <p>(16) 災害時における県有施設及び設備の整備又は点検</p> <p>(17) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保</p> <p>(18) 緊急輸送の確保</p> <p>(19) 災害復旧の実施</p> <p>(20) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の災害応急対策の連絡調整</p> <p>(21) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置</p>

3 指定地方行政機関

中国四国農政局	<p>(1) 災害時における食料の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置に関する事</p> <p>(2) 自ら管理又は運営する施設・設備の保全に関する事</p> <p>(3) 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関する事</p> <p>(4) 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関する事</p> <p>(5) 防災に関する情報の収集及び報告に関する事</p> <p>(6) 災害時の食料の供給に関する事</p> <p>(7) 災害時の食料の緊急引渡措置に関する事</p>
四国森林管理局愛媛森林管理署	災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事
四国地方整備局 （松山河川国道事務所、松山港湾・空港整備事務所）	<p>管轄する河川、道路等についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>(1) 災害予防</p> <p>ア 応急復旧用資機材の備蓄の推進</p> <p>イ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</p> <p>ウ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用</p> <p>(2) 応急・復旧</p> <p>ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施</p> <p>イ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保</p> <p>ウ 所管施設の緊急点検の実施</p> <p>エ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 所掌に係る災害復旧事業に関する事 (4) 公共土木施設の災害復旧についての指導に関する事 (5) 緊急輸送を確保するために必要な港湾、海岸保全施設等の整備の計画的実施に関する事 (6) 緊急輸送用岸壁、港湾、海岸保全施設等の整備の指導に関する事 (7) 流出油防除等海上災害に対する応急措置に関する事
松山地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> (1) 気象警報・注意報の通知及び気象情報の伝達に関する事 (2) 気象及び気象災害に関する啓発活動及び防災訓練に対する協力に関する事 (3) 異常な自然現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が発見者又は行政機関から通報されたとき、適切な措置を講ずる事
第六管区海上保安本部（今治海上保安部）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災訓練に関する事 (2) 防災思想の普及及び高揚に関する事 (3) 調査研究に関する事 (4) 警報等の伝達に関する事 (5) 情報の収集に関する事 (6) 海難救助等に関する事 (7) 緊急輸送に関する事 (8) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事 (9) 流出油等の防除に関する事 (10) 海上交通安全の確保に関する事 (11) 警戒区域の設定に関する事 (12) 治安の維持に関する事 (13) 危険物の保安措置に関する事 (14) 広報に関する事 (15) 海洋環境の汚染防止に関する事

4 自衛隊

陸上自衛隊第14特科隊	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被害状況の把握に関する事 (2) 避難の救助及び遭難者等の捜索に関する事
海上自衛隊呉地方総監部	<ul style="list-style-type: none"> (3) 水防活動、消防活動、道路等の啓開に関する事 (4) 応急医療、救護及び防疫に関する事 (5) 通信支援、人員物資の緊急輸送に関する事
航空自衛隊西部航空方面隊	<ul style="list-style-type: none"> (6) 炊飯・給水及び宿泊支援等に関する事 (7) 危険物の保安及び除去に関する事

5 指定公共機関

日本郵便株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 郵便業務の運営の確保に関する事
----------	---

(四国支社)	(2) 郵便局の窓口業務の維持に関する事
日本赤十字社(愛媛県支部)	(1) 応援救護班の派遣又は派遣準備に関する事 (2) 被災者に対する救援物資の配付に関する事 (3) 血液製剤の確保及び供給のための措置に関する事 (4) 赤十字奉仕団、自主防災組織等に対する救急法の講習等の指導に関する事
日本放送協会(松山放送局)	(1) 住民に対する防災知識の普及に関する事 (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事 (3) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関する事 (4) 社会福祉事業団体義援金品の募集、配分に関する事
西日本高速道路株式会社(四国支社)	西日本高速道路株式会社が管理する道路等の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に関する事
独立行政法人水資源機構(池田総合管理所)	機構ダム(新宮ダム、富郷ダム)の保全及び災害復旧に関する事
四国旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社(松山営業所)	(1) 鉄道施設等の保全に関する事 (2) 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関する事 (3) 災害時における旅客の安全確保に関する事 (4) 災害発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事
西日本電信電話株式会社(四国支店)・株式会社NTTドコモ(四国支社)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	(1) 電気通信施設の整備に関する事 (2) 災害時における通信の確保に関する事 (3) 災害時における通信疎通状況等の広報に関する事 (4) 警報の伝達及び非常緊急電話に関する事 (5) 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく人員等の手配に関する事
日本通運株式会社、福山通運株式会社(四国福山通運株式会社四国中央営業所)、佐川急便株式会社(四国中央店)、ヤマト運輸株式会社(愛媛主幹支店)	災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関する事
四国電力株式会社(四国中央営業所)	(1) 電力施設等の保全に関する事 (2) 電力供給の確保に関する事 (3) 被害施設の応急対策及び復旧用資機材の確保に関する事 (4) 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置に関する事

6 指定地方公共機関

一般社団法人愛媛県医師会・一般社団法人愛媛県薬剤師会・公益社団法人愛媛県看護協会	救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること
一般社団法人愛媛県歯科医師会	(1) 検案時の協力に関すること (2) 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施に関すること
南海放送株式会社・株式会社テレビ愛媛・株式会社あいテレビ・株式会社愛媛朝日テレビ・株式会社エフエム愛媛、株式会社四国中央テレビ、株式会社愛媛新聞社	(1) 防災に関するキャンペーン番組、防災メモのスポット、ニュース番組等による住民に対する防災知識の普及に関すること (2) 災害に関する情報の正確、迅速な提供に関すること (3) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること (4) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関すること (5) 報道機関の施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備に関すること
一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、石崎汽船株式会社（愛媛県旅客船協会）	(1) 防災関係機関の要請に基づき、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保に関すること (2) 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること
社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会	(1) 災害ボランティア活動体制の整備に関すること (2) 被災者の自立的生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること

7 その他公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

土地改良区	土地改良施設の整備及び保全に関すること
農業協同組合・森林組合・漁業協同組合	(1) 共同利用施設等の保全に関すること (2) 被災組合員の救護に関すること (3) 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること
商工会議所、商工会	(1) 被災商工業者の援護に関すること (2) 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること
建設業協会	(1) 道路、河川等公共土木施設の応急対策の協力に関すること (2) 倒壊住宅等の撤去の協力に関すること (3) 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力に関すること

危険物施設管理者・プロパンガス取扱機関	(1) 危険物施設等の保全に関すること (2) プロパンガス等の供給の確保に関すること
社会福祉協議会	(1) 災害ボランティア活動体制の整備に関すること (2) 災害救援ボランティアセンターの設置及び運営等に関すること (3) 被災者の自立的な生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること
社会福祉施設管理者	(1) 施設利用者等の安全確保に関すること (2) 福祉施設職員等の応援体制に関すること

第3節 市の概要

1 位置と地勢

本市は愛媛県の東端部に位置し、東は香川県に面し、南東は徳島県、さらに南は四国山地を境に高知県に接しており、四国で唯一4県が接する地域となっている。

地形は、東西に約25kmの海岸線が広がり、海岸線に沿って東部には全国屈指の「製紙・紙加工業」の工業地帯を擁し、その南に比較的幅の狭い市街地を形成している。海岸線西部には自然海岸が広がり、その南には広大な農地が広がっている。

さらに、南には急峻な法皇山脈から四国山地へと続く山間部を擁している。

また、本市は高速道路網の整備により、三島川之江・土居・新宮の3つのインターチェンジと川之江ジャンクションを持ち、四国の「8の字ハイウェイ」の中心部に位置するクロスポイントとなっている。

2 気 候

燧灘に面した平野部は、瀬戸内海特有の温暖寡雨で、年間平均降水量は約1,323mm、年間平均気温は16.2℃と、冬期においても積雪をみることはまれである。

この地域の気候の大きな特色のひとつとして、平野部では毎年春先から初夏にかけて、日本三大局地風の一つである「やまじ風」が、法皇山脈の北斜面から燧灘へ周期的に吹きおろし、時には人家や農作物に被害を及ぼすこともある。

また、法皇山脈と四国山地に囲まれた山間部は、瀬戸内海に近く位置しているため比較的温和となっているが、冬期には積雪や結氷もみられる。

3 面 積

本市は、東西約30km、南北約20km、面積は約420km²となり、四国内においては面積の大きな都市である。

平成22年2月現在における土地の利用状況は、林野面積が327.20km² (77.8%) を占め、宅地が39.53km² (9.4%)、経営耕地面積が12.33km² (2.9%)、その他が41.51km² (9.9%) となっている。

4 人 口

本地域の人口推移をみると、戦後順調に増加し、1990年（平成2年）には97,215人に達したが、その後は減少に転じ、2010年（平成22年）の国勢調査では90,187人となり、この20年間で約9%減少している。

また、高齢人口については、総人口が減少する傾向にある中、高齢化の進展に伴い、1990

年（平成2年）の15.0%から2010年（平成22年）には25.4%と、10.4ポイントも増加している。

5 災害事例

本市における近年（昭和45年以降）の主な災害事例は、資料13のとおりである。

第4節 地震・津波被害想定

平成23年3月11日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）では、従来の想定を超える巨大地震と津波により甚大な被害が発生した。この教訓を踏まえ、中央防災会議（東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会）は、今後、地震・津波の想定を行うにあたっては、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべきである」とし、「想定地震、津波に基づき必要となる施設整備が現実的に困難となることが見込まれる場合であっても、ためらうことなく想定地震・津波を設定する必要がある」と指摘している。

一方、愛媛県においては、南海トラフを震源域とする巨大地震が有史以来100～150年間隔で発生しているほか、伊予灘・日向灘周辺にて過去に大規模な地震が発生しており、特定観測地域にも指定されている。また、愛媛県を横断する中央構造線断層帯は、国内最大規模の断層であることから、中央構造線断層帯での地震にも留意する必要がある。

このような中、県では、国の南海トラフの巨大地震による被害想定結果を踏まえ、平成14年に実施していた地震被害想定調査を最新の知見を用いて見直し、平成25年6月に第一次報告を、平成25年12月に最終報告を公表した。これは、地域の危険性を総合的、科学的に把握するとともに、防災対策を進めるための基礎データとして活用することで、事前の予防対策や地震発生後の応急活動体制の強化を図ることを目的としたものである。

この資料は、本市の地震・津波対策を検討していく上で、重要なものであることから、本節では、この調査結果のうち、本市の被害想定結果を中心に、その概要を示すこととする。

1. 調査概要

(1) 調査範囲

愛媛県全域を対象

(2) 調査単位

地震動、被害想定等の解析・評価の単位は、125m メッシュ

津波の想定については沿岸域を 30m メッシュ、陸域を 10m メッシュ

2. 調査項目

(1) 基礎資料の収集

ア 自然条件の整理

- ・地盤モデルの作成
- ・土砂災害危険箇所等の把握
- ・津波の想定のための現況把握

- イ 社会条件の整理
 - ・建物等の現況把握
 - ・消防力の現況把握
 - ・ライフライン施設の現況把握
 - ・交通施設の現況把握
 - ・危険物施設の現況把握
 - ・人口・世帯数の現況把握
 - ・その他被害に係る現況把握

(2) 被害想定

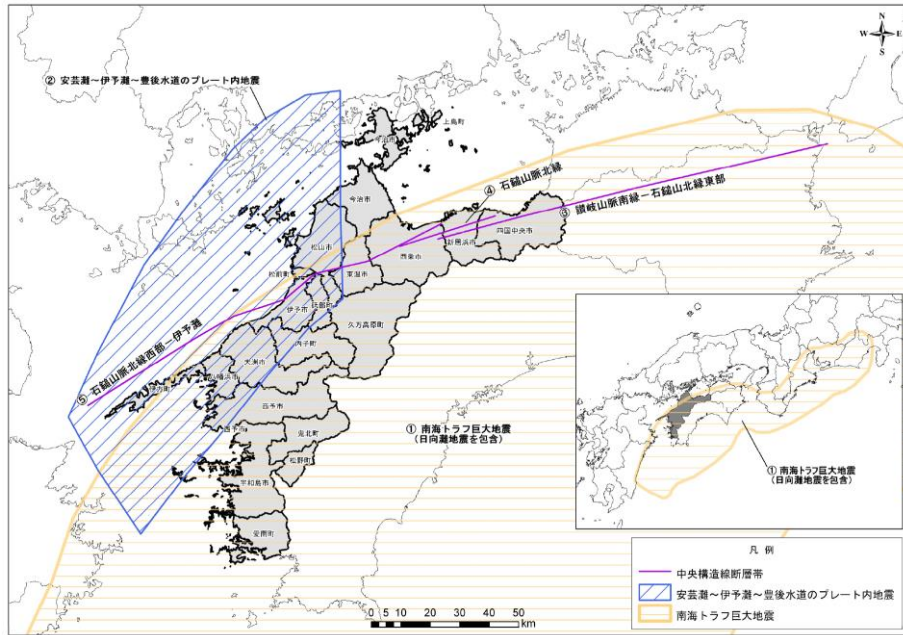
- ア 自然現象の想定
 - ・地震動の想定
 - ・液状化危険度の想定
 - ・土砂災害危険度の想定
 - ・津波の想定

- イ 被害想定手法（自然現象の想定以外）の検討

3. 想定地震の設定

本調査では、既往の地震履歴や活断層調査等を基に、県内に存在する中央構造線活断層と四国沖合いの南海トラフで発生する地震を対象とし、国の最新評価や中央防災会議等の新たな知見を反映して想定地震の設定を行っている。

■海溝型地震	①南海トラフ巨大地震 ②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（芸予地震）
■内陸型地震	③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震 ④石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震 ⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中央構造線断層帯）の地震

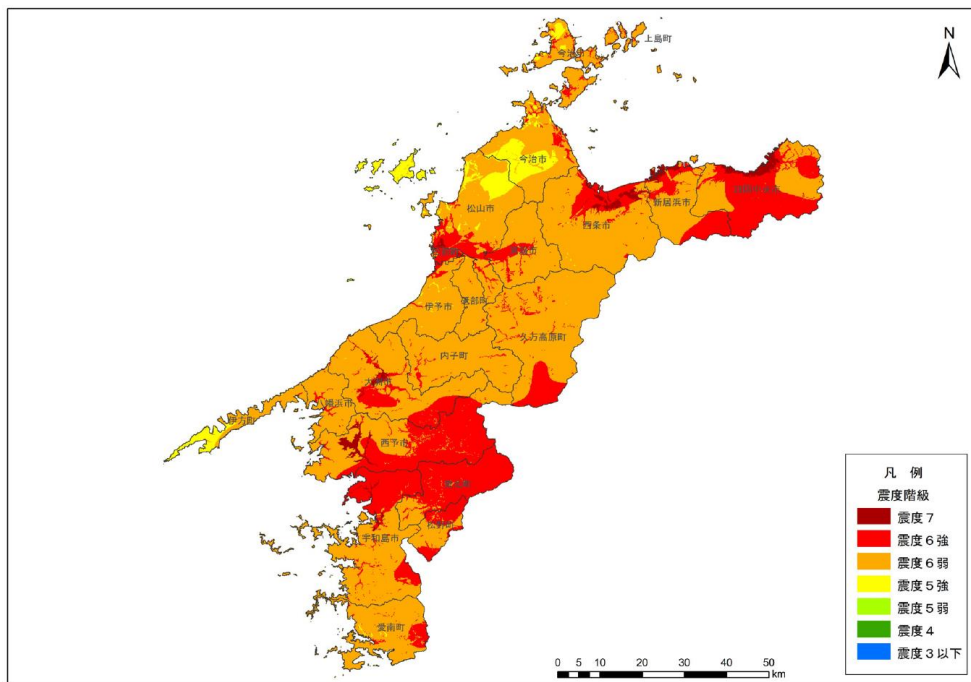


想定地震 全体位置図

4. 想定結果

(1) 想定地震における最大震度

	南海トラフ 巨大地震	安芸灘～伊予灘～豊後水 道のプレート内地震		讃岐山脈南 縁－石鎚山 脈北縁東部 の地震	石鎚山脈北 縁の地震	石鎚山脈北 縁西部－伊 予灘の地震
	想定地震①	想定地震 ② (北側)	想定地震②' (南側)	想定地震③	想定地震④	想定地震⑤
四国中央市	7	5弱	4	7	6強	6弱



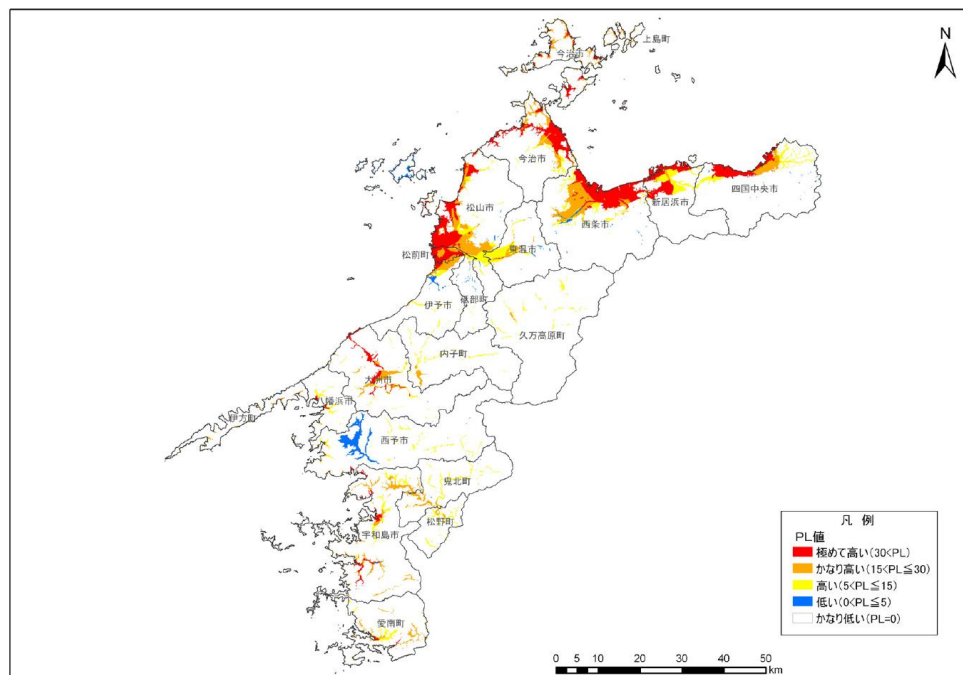
南海トラフの巨大地震の震度分布 (5 ケースの重ね合わせ)

(2) 液状化危険度 (想定地震における最大 PL 値)

	南海トラフ 巨大地震	安芸灘～伊予灘～豊後水 道のプレート内地震		讃岐山脈南 縁－石鎚山 脈北縁東部 の地震	石鎚山脈北 縁の地震	石鎚山脈北 縁西部－伊 予灘の地震
	想定地震①	想定地震 ② (北側)	想定地震②' (南側)	想定地震③	想定地震④	想定地震⑤
四国中央 市	72.1	11.0	2.7	49.5	31.1	20.0

【PL 値と液状化危険度の関係】

- 30.0 < PL : 液状化危険度は極めて高い
- 15.0 < PL ≤ 30.0 : 液状化危険度はかなり高い
- 5.0 < PL ≤ 15.0 : 液状化危険度は高い
- 0.0 < PL ≤ 5.0 : 液状化危険度は低い
- PL = 0.0 : 液状化危険度はかなり低い



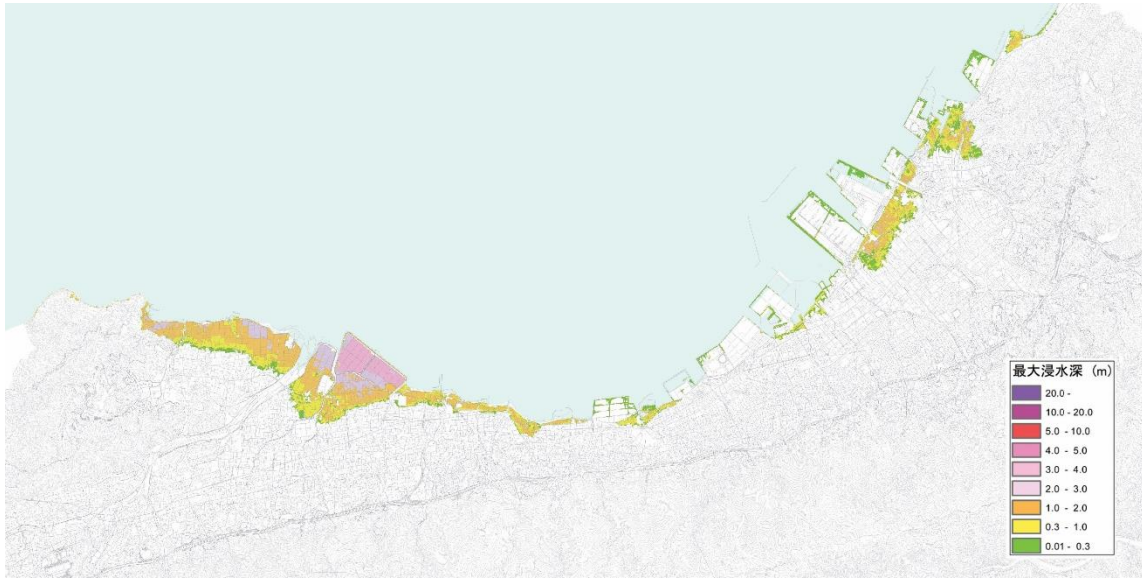
南海トラフの巨大地震の液状化危険度 (PL 値) 分布 (5 ケースの重ね合わせ)

(3) 南海トラフ巨大地震による津波高

	最大津波高	津波到達時間 (分)			浸水面積 (ha)					
		海面変動 ±20cm	津波高 + 1 m	最大 津波高	1 cm 以上	30cm 以上	1 m 以上	2 m 以上	5 m 以上	10m 以上
四国中央市	3.6	5	231	404	631	511	319	113	—	—

※津波高さは、東京湾平均海面からの高さ (単位: T.P+m) として表示しており、気象庁が発表する津波の高さである、平常潮位 (津波が無かった場合の同じ時間の潮位) からの高さとは異なる。

※浸水面積や浸水深の被害想定は、地盤沈降量を考慮した値となっている。



浸水想定区域

(4) 四国中央市【最大震度ケース南海トラフ巨大地震(陸側ケース)による建物被害】
(全壊棟数：冬18時)

建物被害（全壊棟数）冬18時強風								
揺れ (棟)	液状化 (棟)	土砂災害 (棟)	津波 (棟)	地震火災 (焼失棟数)	合計 (棟)			
14,945	1,046	17	66	10,213	26,287			
建物被害（半壊棟数）冬18時						置外転倒・落下物の発生		
揺れ (棟)	液状化 (棟)	土砂災害 (棟)	津波 (棟)		合計 (棟)	ブロック塀 自動販売機 等の転倒	屋外落下物 (件)	
9,329	1,187	40	459		11,015	1,804	23,720	
人的被害（死者数）冬深夜								
建物倒壊 (人)		土砂災害 (人)	津波 (人)	火災 (人)	ブロック塀 倒壊等 (人)	合計 (人)		
うち屋内 収容物等								
756	50	1	26	260	0	1,043		
人的被害（負傷者数）冬深夜						人的被害（自力脱出困難者・要救助者）		
建物倒壊 (人)		土砂災害 (人)	津波 (人)	火災 (人)	ブロック塀 倒壊等 (人)	合計 (人)	揺れに伴う自 力脱出困難者 (人)	津波による 要救助者 (人)
うち屋内 収容物等								
4,696	818	2	13	122	0	4,833	2,655	7

上水道（ライフライン冬18時）								
給水人口 (人)	発災直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)
90,020	89,930	99.9%	89,750	99.7%	88,671	98.5%	51,622	57.3%
下水道								
処理人口 (人)	発災直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)
53,805	52,109	96.8%	43,109	80.1%	15,590	29.0%	379	0.7%
電力								
電灯棟数 (軒)	発災直後		1日後		2日後		7日後	
	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)
47,367	47,367	100.0%	41,594	87.8%	31,942	67.4%	2,984	6.3%
通信（固定電話）								
回線数 (回線)	発災直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
	不通回線数 (回線数)	不通回線率 (%)	不通回線数 (回線数)	不通回線率 (%)	不通回線数 (回線数)	不通回線率 (%)	不通回線数 (回線数)	不通回線率 (%)
67,700	67,534	99.9%	62,203	92.0%	18,839	27.9%	11,374	16.8%
LPガス		道路	鉄道	港湾				
容器転倒戸数 (戸)	ガス漏洩戸数 (戸)	被害箇所数 (浸水域内外) (箇所)	被害箇所数 (浸水域内外) (箇所)	港湾被害箇所数 (箇所)		港湾被害箇所数 (箇所)		
1,250	887	31	70	102		29		
避難者（生活支障 冬18時）								
避難者計		避難者計		避難者計		避難者計		避難者計
(1日後) (人)	避難所 (人)	(1週間後) (人)	避難所 (人)	(1カ月後) (人)	避難所 (人)	(1カ月後) (人)	避難所 (人)	(1カ月後) (人)
31,999	19,559	43,554	22,828	60,249	18,075	60,249	18,075	18,075
帰宅困難者		物資不足量						
帰宅困難者 (人)	居住ゾーン外への 外出者 (人)	(1～3日合計)		(4～7日合計)		毛布 (枚)		
		食糧 (食)	飲料水 (リットル)	食糧 (食)	飲料水 (リットル)			
13,234	10,562	147,406	176,702	309,110	560,937	37,644		
医療機能支障						仮設住宅 必要世帯 (世帯数)		
入院			外来					
需要量 (人)	供給量 (人)	不足量 (人)	需要量 (人)	供給量 (人)	不足量 (人)			
1,761	70	1,691	2,672	241	2,431	5,850		

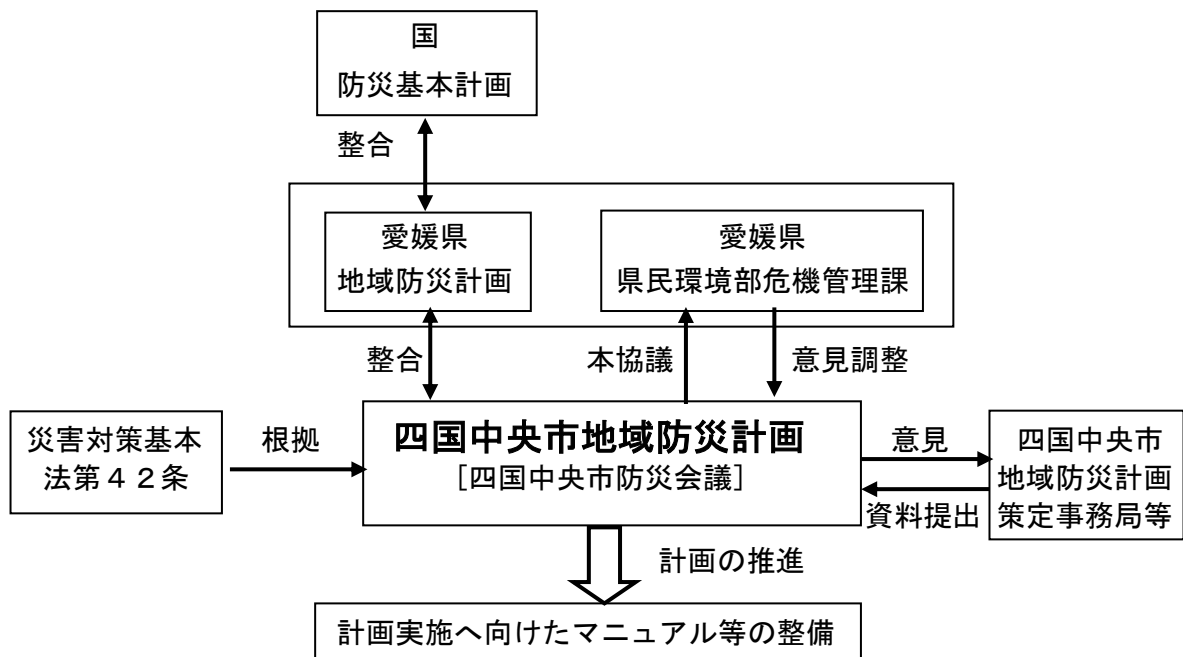
仮設トイレ不足量								
1日後 (基)	1週間後 (基)	1カ月後 (基)						
65	76	60						
災害廃棄物		災害時 要援護者 (人)	文化財の被害				孤立集落	
災害廃棄物 (万トン)	津波堆積物 (万トン)		揺れ (施設)	火災 (施設)	津波 (施設)	合計 (施設)	農業集落 (集落)	漁業集落 (集落)
333	15	4,142	1	1	0	2	23	0
ため池被害						農業被害		
危険度ランク A		危険度ランク B		危険度ランク C		液状化 被害面積 (㎡)	津波浸水 被害面積 (㎡)	
危険箇所数 (箇所)	保全世帯数 (世帯)	危険箇所数 (箇所)	保全世帯数 (世帯)	危険箇所数 (箇所)	保全世帯数 (世帯)			
41	2,601	9	407	2	15	10,845,836	3,063,152	

5. 計画の位置づけ

本計画の位置づけは、次の図のとおりである。

本計画は、国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、「愛媛県地域防災計画」及び「愛媛県地震被害想定調査」等の内容を踏まえて作成する。

また、同計画の中で災害廃棄物処理計画を位置付けて、処理計画に関する総合的な対策等を示すものである。



第5節 地震防災緊急事業5箇年計画

南海トラフ及び中央構造線活断層を震源とする地震等による災害から郷土並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、「地震防災対策特別措置法」に基づく地震防災緊急事業を実施する。事業実施年度は、平成23年度から平成27年度までの5年間である。